

5. 障がい者等地域生活支援事業

地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。利用の際はお茶代等の実費負担があります。

●申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳または自立支援医療費（精神通院医療）受給者証

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
地域活動支援センターふれあい TEL:0187-63-0265

移動支援

官公庁及び金融機関での手続き、公的行事への参加、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等の外出の際に支援が必要であると認められる方に支援を行います。

●利用料

市民税課税世帯は1割負担（市民税非課税の場合は無料）

※バスやタクシー等の交通費、食事代等は自己負担

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

訪問入浴サービス

居宅での入浴が困難な重度の障がいのある方に、訪問入浴車による入浴サービスを行います。

※介護保険の認定を受けている方は介護保険が優先されます。

●利用料

原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

日中一時支援（日中短期）

家族の就労支援や日常介護している家族の負担軽減を図ることを目的として、日中において介護する方がいない場合、一時的に見守り等の支援をします。

- 利用料
原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）
- 申請に必要なもの
①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

生活サポート

障害福祉サービスが非該当の方に、月に50時間以内で必要な家事支援を行います。

- 利用料
原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）
- 申請に必要なもの
①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

通所施設等交通費助成

障害福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）や地域活動支援センターを利用している方の通所にかかる費用を助成します。

- 対象者
 - ・自家用自動車で通所している方（家族による送迎を含む）
 - ・電車やバス等の公共交通機関を利用している方
- 助成額
自宅から通所施設までの往復距離数×通所日数×1kmあたり10円
※月額5,000円を超える場合は5,000円を上限とします。
※開所日数の2分の1以上通所している月のみ助成対象となります。
- 申請に必要なもの
①障害者手帳または自立支援医療受給者証 ②通帳

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）